

農地は耕作者のものです！

耕作者に無断の買収と一方的な契約解除は許されない

市民のみなさん！ 成田市の専業農家・市東孝雄さんが耕す農地を取り上げようとする成田空港会社の申請は、だれが聞いても納得できることではありません。

ことは18年前にさかのぼります。空港会社は耕作者の市東さんには内緒にして、旧地主から農地を買収しました。これは、小作人の同意なしに農地を売り買いすることを禁じた農地法に違反しています。しかも市東さんが毎年支払う地代

は、買収した空港会社ではなく、元の地主が何食わぬ顔で15年間受け取ってきたのです。空港会社は空港への転用目的で農地を買ったのですから、すみやかに利用しなければなりません。そうしなかったばかりか、元の地主に貸し付けていた?! これも重大な農地法違反です。

いずれの行為も農業委員会に届けた形跡はありません。なによりも、耕作者本人がこの事実を知ったのは、なんと15年後の新聞報道だったのです。

●守らるべき農民の権利

農地法の第一条は、農地は耕作者のものであるべきことを明記しています。小作人がまったく知らないうちに、自分の耕す農地が人に売られ、ある日突然「返せ」などということがまかり通れば、これは戦前の地主制度への逆戻りです。

このような無権利状態を許さないために、農地法と農業者同士が選ぶ農業委員会・農業会議があるのです。

申請書は堂本知事のもとにあり、知事は農業会議に諮問（しもん）して決定するといえます。しかしこれほど問題だらけの申請は、ただちに却下すべきです。

9月14日に自治会館で開かれる農業会議が焦点です。知事は担当部課をもって調査し却下すべきです。（9月6日）

9・14農業会議に監視の目を！

知事は諮問する以前に 詳しく調べ却下すべきです



雄孝市東さん。有機農業の畑は、何年にもわたる地道な作業で維持されている

三里塚芝山連合空港反対同盟

（連絡先）事務局長・北原鈺治 成田市三里塚115

(1) そもそも大正時代に市東さんの祖父が開墾した農地です

空港会社に取り上げようとしている畑は、大正時代に市東孝雄さんの祖父が、苦労して原野を開いた農地です。それから休むことなく3代90年間にわたって耕し続けてきました。

本来、戦後の農地改革で無条件に自作地となるべきでしたが、手続きが適正になされず、小作地のままにされました。この経過の上に、今回のデタラメな申請がなされたのです。



(2) かつて空港用地の適用を受けましたが、国の収用権限は失われ収用できなくなった農地です



この農地は成田空港用地として土地収用法の適用を受けましたが、国の権限が失われ収用できなくなった農地です。

いまから15年前の1991年5月、政府はそれまでの空港建設の非を謝罪し、「今後いかなる状況においても強制手段はとらない」と当時の運輸大臣が声明しました。そして2年後に、収用手続きの一切をとりさげたのです。市東さんの農地もこれに含まれています。

収用ができなくなった農地を、農地法を逆に使って知事の権限で取り上げようとするのは、法の乱用です。国家事業だから違法行為も許すということであれば、民主主義は成り立ちません。

(3) 有機・完全無農薬のかけがえのない農地です

この農地は20年も前から有機・無農薬を続けています。大切なのは土壌微生物が生息する土作りです。それは骨の折れる地道な作業の上に、初めてできることです。この農地から、アトピーに苦しむ子どもも食べることのできる安全な野菜が育まれているのです。



(4) 申請書は畑の位置特定に誤りがあり書類としても不完全です

空港会社の申請書は、耕作地の位置の特定が間違っています。市東さんの畑は昔も今も、同じ場所、同じ形です。このことは国土地理院の航空写真からも明らかです。このようにズサンな申請書は、この一事をとっても却下されなければなりません。